

電気通信大学100周年キャンパス共同研究施設使用細則

制定 平成29年3月22日細則第32号
最終改正 令和4年4月28日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学100周年キャンパス基本規程(以下「規程」という。)

第5条第1項の規定に基づき、電気通信大学100周年キャンパス共同研究施設(以下「共同研究施設」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究施設は、イノベーション創出と人材育成を目指し、本学と学外諸機関との共創の場としての利用に供することを目的とする。

(愛称)

第3条 共同研究施設の愛称は、「UEC アライアンスセンター」とする。

(使用資格者)

第4条 共同研究施設を使用することができる者は、第2条の目的遂行のための活動に従事する、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外部機関に所属する研究開発者等
- (2) 本学の役員及び職員
- (3) その他学長が特に認めた者

(使途)

第5条 共同研究施設の使途は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 本学と産業界等との共同研究及びその成果の実用化促進のための活動
- (2) 本学と産業界等との連携による人材育成のための活動
- (3) 本学の重点研究分野における世界拠点の形成のための活動
- (4) その他学長が特に認めた活動

(使用期間)

第6条 共同研究施設の使用期間は、原則として2年以内とし、次条第2項による使用決定の都度、学長が定める。

(使用申込み等)

第7条 共同研究施設の使用を希望する者(以下「使用申込者」という。)は、所定の使用申込書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申込みがあったときは、電気通信大学100周年キャンパス共同研究施設入居者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議を経て、使用の可否を決定し、使用申込者に通知するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 産学官連携センター長
- (3) UECアライアンスセンター運営支援部門長

(4) その他学長が必要と認めた者

- 2 選考委員会に委員長を置き、前項各号に掲げる者のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。
(使用許可の取消し等)

第9条 使用申込者又は使用許可を受けた共同研究施設を使用する者（以下「使用者」という。）が第16条の規定による賃貸借契約又は本学諸規則等に違反したときは、学長は、選考委員会の議を経て、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学において特に必要が生じ、又は共同研究施設の運営上特に必要がある場合には、学長は、選考委員会の議を経て、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

(使用申請書の変更)

第10条 使用者は、第7条第1項の使用申請書記載内容に重要な変更を加えようとするときは、学長に当該変更の申請を行わなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経て、その可否を決定し、使用者に通知するものとする。

(使用期間の変更)

第11条 使用者は、第6条の規定による使用期間終了後、更新を希望するときは、使用期間が満了する日の6か月前までに所定の使用許可更新申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、使用期間を短縮し、又は使用を中止しようとするときは、使用を終了する日の6か月前までに学長に申し出なければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
- 3 学長は、第1項の申請又は前項の申し出があったときは、選考委員会の議を経て、その可否を決定し、使用者に通知するものとする。

(使用料等)

第12条 使用者は、別に定めるところにより、共同研究施設の使用に係る賃料、水道光熱費等を負担しなければならない。

(使用上の義務)

第13条 使用者は、使用の許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、共同研究施設の施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用施設の改修)

第14条 使用者は、共同研究施設を改修する必要があるときは、事前に学長及び規程第3条に定める事業者（以下「事業者」という。）に申し出て、その許可を受けなければならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用を中止するときは、共同研究施設を原状に回復の上、明け渡さなければならない。

2 共同研究施設の改修及び使用後の原状回復に係る費用は、使用者が負担するものとする。

(事業者との契約)

第16条 使用申込者又は使用者は、第7条第2項、第10条第2項及び第11条第3項に定める決定を受けて、事業者との間で定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、共同研究施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 電気通信大学100周年キャンパス共同研究施設入居予定者選考のための要項は廃止する。

附 則 (平成30年10月29日細則第2号)

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月27日細則第8号)

この細則は、平成30年12月27日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日細則第1号)

この細則は、令和4年5月1日から施行する。